

「日高町運動指導業務委託」実施仕様書

1. 業務目的

日高町とねっこ館の運動指導業務を委託するにあたり、当該施設の設置目的に添った、より効果的な成果があがるよう、それに相応しい業務遂行能力を持った受託者を選定することを目的とする。

2. 業務内容

就学前の子どもから妊婦、障がい者、高齢者にいたるまで全町民を対象にした多種多様な健康づくりを推進できる内容であること。

(1) 健康増進指導業務

- ① 体力測定指導業務
- ② トレーニングメニュー作成業務
- ③ トレーニング指導業務

(2) 事業プログラム及び健康教室等における指導業務

(3) 健康づくりに関する相談指導業務

(4) 健康づくり事業等の企画立案業務

3. 業務体制等

(1) 休館日は、月曜日（祝日及び振替休日の場合は、翌日）及び年末年始（12月31日～1月5日）とする。

(2) 業務時間は、午前9時30分から午後9時までとする。

(3) 業務担当職員は、指導員は2名体制とし、必要に応じ指導補助員（3名以内）を配置運営する。指導員は、運動による健康づくりに熱意のある者とし、健康運動指導士・健康運動実践指導者の資格若しくは、これと同等以上の資格を有し、かつ1年以上の指導実績を有する者であること。

(4) 指導員は、業務時間内に少なくとも1名を運動指導室に配置すること。

(5) 指導員の内、1名は指導主任を配置すること。

(6) 指導主任を変更する場合は、委託者の承諾を得るものとする。

(7) 指導補助員の雇用にあたっては、日高町住民を優先するものとする。

4. 履行期間

令和6年10月1日～令和9年9月30日

なお、この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付する。

5. その他

- (1) 令和 6 年度中（概ね 3 か月）の門別温泉とねっこの湯施設の大規模改修工事に伴う全館休館期間の委託料の支払額は通常の 6 割とする。
- (2) 業務の遂行に係る疑義が生じた場合は別途協議する。